

国民体育大会派遣費の支給基準について

1. 交通費

全競技について県庁所在地（松山市）から総合開会式会場所在地までを補助対象とし、原則として県の旅費速算表により算定した額とする。

2. 宿泊費

(1) 補助対象となる日数

団体種目にあっては競技種別ごとの、個人種目にあっては選手ごとの競技開始日の前日から競技終了日（競技終了日が会期最終日に当たる場合はその前日）までの日数

ただし、以下により算定した日数のうち、実際に宿泊したことが確認できる日数分については対象に加えることができる。

- ① 国体実行委員会が決定した総合開会式の参集範囲の競技種別に属する監督・選手について、総合開会式の前日から起算した日数
- ② 試合のために必要な公式練習・計量・監督会議等（原則として公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省及び開催都道府県の三者が作成する実施要項に記載されているものに限る）に参加する監督・選手について、当該公式練習等の前日から起算した日数
- ③ 少年種別に出場する選手については、個人別の競技日程や試合結果に関わらず、本県派遣選手が出場している種別全体の競技開始日の前日から競技終了日までの日数
- ④ 総合閉会式に参加する競技種別に属する選手について、総合閉会式当日までの日数

(2) 1泊当たりの単価

公益財団法人日本スポーツ協会が定める宿泊施設の宿泊料金額（入湯税を含む）をもとに算定した額

3. 弁当(昼食)代

(1) 補助対象

宿泊日数と同じ個数分

(2) 単価

公益財団法人日本スポーツ協会が定める弁当の金額をもとに算定した額